

令和6年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和6年8月26日（月）午前10時～10時45分

2. 場 所 名張市役所 4階 403会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
同 田中 友康
同 大西 壮

4. 審査事項

4-1 保有個人情報開示決定及び保有個人情報非開示決定について（名張市長）

4-2 保有個人情報不存在決定について（名張市長）

5. 審査内容

4-1 保有個人情報開示決定及び保有個人情報非開示決定について

（1）事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年8月2日に提出されている。請求内容は、

① 開示請求者に対して名張市人権・男女共同参画推進室がメールを送るにあたり、名張市がどの様に調査を行い、どの様に決裁し、誰に報告したかがわかる全ての公文書の開示を求める。

② 夏見の開発許認可関連の申請資料の中に、地元へ金員を支払ったので意見は出なかったという説明が記載されており、それは名張市の保存文書ですが何故虚偽の説明をしたのか具体的な調査内容の開示を求める。

金員の請求がある事を名張市及び名張市農業委員会に自ら調査する様に何度も申し入れしているが、調査をするつもりは無いという回答に終始している理由が解る具体的な調査内容の開示を求める。

本当は調査すると市役所の職員と地元の癒着が解明されるので出来ないと推測しているが、職員と地元の癒着に関する具体的な調査内容の開示を求める。

住民のみなさんに最も近い基礎自治体である市職員として、親切丁寧な

市政運営に努めるべきであるとの認識を新たにしているところですということならば差別をされたと感じさせた部署・担当者・責任者の方からそれなりの説明をいただくのが世間的には通常の事だと認識しておりますとありますがどうするかが解る文書の開示を求めるというものである。

この請求に対し、実施機関である名張市は、同年9月8日付けで①に対して開示決定を、②に対して名張市個人情報保護条例第13条第3項の規定により開示請求者に補正を求めたが、補正に応じない意思を表明されたため、開示を求める保有個人情報を特定できず、当該開示請求は、開示請求書に記載すべき事項である「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」を欠いた、形式上の要件に適合しないものであるとし非開示決定を行った。

この決定を不服とし、審査請求人は同年12月20日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、正しい保有個人情報の開示決定・非開示決定を行うことを求めるというものである。請求書に記載の具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 正しい保有個人情報の開示を行う。差別を受けたと感じさせた部署への再調査の結果を隠さないで公開する。再調査の結果差別を受けたと感じさせた部署からの正式なコメントが出ているハズなのでそれを開示する。
- ② 金員の要求と癒着に関する処分を行った公文書があるハズなので隠さないで開示する。
- ③ 電子メールで受付番号を送付できないことは無いので、今後は電子メールで送付する旨を決定した公文書を開示する。

また、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、名張市長に対して審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

この主張に対し、名張市は、令和5年2月14日付けの弁明書にて、「本件開示決定及び本件非開示決定を取り消すには、これらの処分の違法又は不当が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような保有個人情報の開示を求めているのか明確に主張しておらず、これらの処分の違法、不当も主張していないのであるから、本件開示決定及び本件非開示決定を取り消す理由はない。

処分庁は、処分理由にあるとおり、審査請求人の請求する保有個人情報を特定して、本件開示決定及び本件非開示決定をしたものである。また、処分庁は教示の内容を記載した本件通知書を審査請求人に対し、交付しているのであるから、教示も適法にしている。したがって、処分庁は本件開示決定及

び本件非開示決定を取消す理由が一切ないことから、これらの決定は適法である」と主張している。

その後、同年３月２２日付けで審査請求人からの反論書が提出されたが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、説明を省略する。また、審査庁で行う予定であった口頭意見陳述は、審査請求人と日程調整を行ったが、日程調整に応じなかったため実施されていない。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

（２）審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 本件の請求は同審査請求人による過去の審査請求と同様の主張が繰り返されており、過去の答申と同様、実施機関の決定は妥当である。
- イ 当審査会における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
（答申第７３号）

４－２ 保有個人情報不存在決定について

（１）事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和４年１１月１日に提出されている。請求内容は、開示請求者が「名張市上下水道部の室長より受けた様な、来庁者を愚弄する行為、及び来庁者を差別する行為を行うと定めている規定・規則・申し送り等の開示」である。請求書に記載の具体的な接遇や対応は以下のとおりである。

- ① 上下水道部の職員が「名札をしていない」ことで私に注意されたが無視した等の接遇
- ② 写真や録音に関して、写真は施設管理上、録音は個人情報保護条例上やめる様に行政指導された。個人情報保護条例の違反にはならないと請求者は反論したが、室長は個人情報保護という行政指導を繰り返した。
- ③ ホームページに記載した意見への回答がなかったため名張市上下水道部を訪問したが、不在のため回答をいただけるよう伝言をお願いした。回答がないため再度訪問し、回答いただいていない旨を伝えると「そんなことは言っていない」と開き直った。来庁者からの名張市の公務が無茶苦茶

である事への提言に対して事実を曲げて無視するのは、世の為、人の為、正義の為に行っている請求者としては愚弄されたと感じる。

- ④ 名張市の職員がだらしのない等の無茶苦茶な公務に関して「貴方がそう感じるだけだ」とまるで請求者の感じ方が他の方と違って異常であるがごとく何度も「差別」されたと感じさせる接遇を行った。
- ⑤ 請求者は当日耳の調子が悪くよく聞き取れなかった。原因が飛沫防止パネルだと思い相手にも自分の声が聞こえないと思い通常より声が大きくなった。そのやりとりの中で聞こえない事に関して何度も差別的な指摘と感じられる接遇があった。
- ⑥ ホームページに記載した意見への回答について、訪問し回答いただけるよう伝言しているのに、再度訪問するまで回答しないのは、請求者としては愚弄されたと感じる。

この請求に対し、実施機関である名張市は、対象となる公文書を作成していないとして同年11月9日付けで不存在決定を行っている。

この決定を不服とし、審査請求人は令和5年1月30日に名張市へ審査請求書を提出した。主な主張は、公務は規則等に基づき行われているはずなので、公文書を保有していないことを理由とした不存在決定はありえない。不存在決定がなされているのに、それにあたる公務が行われたことはおかしいというものである。

また、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、名張市長に対して審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

この主張に対し、名張市は、令和5年4月20日付けの弁明書にて、「本件決定は、処分庁が審査請求人の開示請求に係る個人情報を作成していないことを理由に行われたものであり、かつそれをもって適法な処分である。

実施機関は、その権能において、本件開示請求書の記載から、合理的に請求に係る公文書の特定を行い、請求対象の個人情報について客観的に漏れなく本件決定を行ったものであり、本件決定に至る過程及び結果において、本件決定が取り消されるべき違法な点は無い。

また、処分庁の教示の有無及び内容に関し、審査請求人は決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に名張市長に対し審査請求をすることができる旨の教示は無かったと主張するが、処分庁は教示の内容を記載した本件通知書を審査請求人に対し通知することで、必要な教示を行っている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、その外、縷々述べているが、いずれも本件決定の違法性に係るものとは無関係の指摘であり、本件決定の取り消しを基礎付ける事実主張とは解されない。」と主張している。

その後、同年５月２４日付けで審査請求人からの反論書が提出されたが、審査請求書と内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、説明を省略する。また、審査庁で行う予定であった口頭意見陳述は、審査請求人と日程調整を行ったが、日程調整に応じなかったため実施されていない。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与を認めるかについても併せて審査をお願いする。

（２）審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

ア 実施機関の決定について、保有個人情報が存在しないという事実はその通りであると思われる。

イ 実施機関の決定は妥当である。

ウ 当審査会における審査請求人の口頭意見陳述は益がなく、認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

（答申第７４号）

６．その他の事項

名張市の個人情報漏えいについて

（１）名張市消防本部からの報告

令和６年３月７日に消防本部通信指令室で発生した、要配慮個人情報漏えい事案について報告する。

本件の経緯は、令和６年４月１日より運用を開始する伊賀地域消防指令センターの開設に向けた準備を進める中で、音声で１１９番通報が困難な市民が登録している「メール１１９番通報システム」のメールアドレスが変更となることから、令和６年３月７日木曜日１８時に、登録利用者の皆様に対して、変更後のメールアドレスの案内をメールにより送信した際、本来であれば、ＢＣＣで送信すべきところを、誤ってＣＣで送信したことにより、全ての登録利用者のメールアドレスが表示されている状態となったものである。

同日の１８時３０分頃登録者のお一人から、「全員分の宛先が見られるようになっていて」と指摘をいただき、登録者２６人の氏名及びメールアドレス

スが漏洩したことが発覚した。

3月9日土曜日18時頃に、対象者26人全員に個別に謝罪及び当該メールの削除を依頼するメールを送信した。

3月11日月曜日には、報道機関に資料提供を行った。

また対象者26人の自宅を順次訪問し再度謝罪と当該メールの削除を依頼し、不在の方にはメールで連絡を取り、3月24日に全員に了解を得た。

個人情報保護委員会に対する報告についても、4月5日に最終報告を終えている。

再発防止対策としては、3月13、14日に消防職員全員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、事案の周知と再発防止対策について周知した。また今後、メールを一斉送信する際は作成者が下書き保存し、他の職員が確認するといった二重チェックを徹底することを関係職員に周知している。

(2) 審査委員の質問及び意見

ア この件に対してお怒りの方等はいなかったのか。(委員)

すべての方にご理解いただけた。(名張市消防本部)

イ メールを一斉送信する機会が今後もあるのか。(委員)

システム変更等が無い限りは特に想定はしていないが、今後連絡する際はブラインドカーボンコピーを徹底する。(名張市消防本部)

ウ コンプライアンス研修は今回初めて行ったのか。(委員)

毎年、ハラスメントの関係等で取り組んでいる。昨年度は1回既に実施しており、今回の件により追加で実施した。(名張市消防本部)

職員の入れ替え等もあると思うので定期的にしっかり行うことが再発防止につながると思う。(委員)

以上